

八戸圏域水道企業団広報紙「おらほの水」 広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八戸圏域水道企業団有料広告掲載等に関する基本方針（平成22年3月17日制定。第11条において「基本方針」という。）に定めるもののほか、八戸圏域水道企業団（以下「企業団」という。）広報紙「おらほの水」に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、企業団広報紙の最下段のうち企業長が指定する場所とする。

(広告の規格等)

第3条 掲載する広告の1枠の大きさは、次の各号に掲げる広告の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号広告 縦50mm、横170mm
- (2) 2号広告 縦50mm、横80mm
- (3) 3号広告 縦50mm、横50mm

2 企業団広報紙に掲載することができる広告は、1回の発行につき1号広告換算で2枠以内とする。

ただし、企業長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載料の額)

第4条 広告掲載料の額は、次の各号に掲げる広告の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 1号広告 40,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (2) 2号広告 20,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (3) 3号広告 14,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

(募集の方法)

第5条 広告の掲載を希望する者（次条及び第7条において「掲載希望者」という。）の募集は、募集する広告の枠数、募集期間等の必要事項を企業団広報紙及び企業団ホームページ等に掲載して行うものとする。ただし、掲載希望件数が募集枠数に満たないときは、次の順位により、掲載対象者を選定して広告掲載の案内をすることができる。

- (1) 公社、独立行政法人、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業のうち、公益的性格のある企業で、圏域内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で圏域内に事業所等を有するもの
- (4) その他広告を掲載する者として適当であると企業長が認めるもの

(広告掲載の申込み)

第6条 掲載希望者は、企業団広報紙「おらほの水」広告掲載申込書（別記様式）に掲載しようとする広告の案を添えて企業長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第7条 企業長は、前条に掲げる申込書を受理したときは、募集期間終了後、速やかに広告掲載の可否を決定し、書面により掲載希望者にその結果を通知するものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、企業長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下に準ずる電子データを提出しなければならない。この場合において、当該電子データの作成経費は、広告主の負担とする。
- 3 前条の規定による掲載希望件数が広告の募集枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。
- 4 企業長は、必要があると認めるときは、掲載希望者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第 8 条 広告主は、広告掲載料を当該広告が掲載される企業団広報紙の発行される月の前月の 20 日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日）までに、企業団が指定する納入通知書により一括納付しなければならない。ただし、企業長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（広告掲載料の還付）

第 9 条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない理由により広告を掲載することができなかつたときは、広告掲載料の全額を還付するものとする。

（広告主の責任）

第 10 条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

（広告掲載の取消し）

第 11 条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が広告掲載料を期日までに納入しなかつたとき。
- (2) 広告主が広告の原稿等を期日までに提出しなかつたとき。
- (3) 広告主が基本方針の広告掲載者の資格に該当しなくなつたとき、又は虚偽の申請により広告掲載の決定を受けたことが判明したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、掲載上支障があると認められるとき。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

企業団広報紙「おらほの水」広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）八戸圏域水道企業団企業長

下記のとおり、企業団広報紙「おらほの水」への広告掲載を申し込みます。

1 申込者

住 所 (所在地)	〒	
	電 話	FAX
名 称		
代表者 役職・氏名		
担当者	氏名	電話
	E-Mail	

2 掲載希望号（該当号に1つだけ○をつけてください。複数選択はできません。）

	発 行 号	募集締切日
	年 号	年 月 日
	年 号	年 月 日
	年 号	年 月 日
	年 号	年 月 日

3 掲載希望内容

(1) 希望枠（該当に1つだけしるしをつけてください。複数選択はできません。）

1号広告（縦50mm×横170mm以内）

2号広告（縦50mm×横80mm以内）

3号広告（縦50mm×横50mm以内）

(2) 広告案（上記希望広告枠の大きさの出力見本を貼付してください。この用紙の裏面に添付しても結構です。）

